

文京区立小・中学校特別教室改修工事設計業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

本区では、築30年以上が経過している区内の小・中学校の特別教室について、令和9年度までに特別教室改修を集中的に行う予定である。実施に当たっては、令和5年度から事業完了まで本改修工事を計画的かつ効率的に実施するため、コンストラクション・マネジメント（以下「CM」という。）業務を別契約にて委託し、業務遂行に求められる技術的な観点や各分野における専門性の高い技術力を補完しながら行うものである。

文京区立小・中学校特別教室改修工事实施設業務委託は、複数校における多拠点での改修工事を同時並行で実施することを想定した設計業務を委託するものである。本募集は、本区が求める意向等を十分に理解し、多拠点での工事において、高品質、工期短縮等が実現できるよう、学校施設の設計に精通した経験豊富な事業者を選定するために実施するものであり、本要項はその手続について必要な事項を定めるものである。

2 業務委託内容

仕様書（案）のとおり

※ 本業務に関して、CM業者を別契約にて委託した上で実施するものである。

3 提案限度額

文京区立林町小学校外4校特別教室改修工事設計業務委託：41,592,000円（税込）

文京区立第八中学校外2校特別教室改修工事設計業務委託：44,721,000円（税込）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。なお、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

4 契約期間

令和6年7月1日から令和9年3月31日まで

5 対象校及び対象教室

別紙1のとおり

6 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18 文総契第 347 号）（以下「指名停止取扱要綱」という。）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 配置予定技術者について、総括責任者は、常勤かつ 3 年以上の雇用関係がある者を配置すること。意匠担当者は、常勤かつ 1 年以上の雇用関係がある者を配置すること。

7 選定スケジュール

	事 項	日 程
1	募集要項の公表（区 HP 掲載）	令和 6 年 4 月 19 日（金）
2	質問受付期間	令和 6 年 4 月 19 日（金）午前 9 時から 令和 6 年 4 月 26 日（金）正午まで
3	質問回答	令和 6 年 5 月 2 日（木）
4	プロポーザル参加希望書提出期限	令和 6 年 5 月 8 日（水）正午まで
5	参加申込書等受付期限	令和 6 年 5 月 14 日（火）午前 9 時から 令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
6	第一次審査（書類選考）	令和 6 年 6 月上旬（予定）
7	第二次審査（提案内容説明及び質疑応答）	令和 6 年 6 月中旬（予定）
8	最終結果通知	令和 6 年 6 月下旬（予定）

8 提出書類の配布

(1) 期間

令和6年4月19日（金）から

(2) 方法

区ホームページからダウンロードすること。

（すばやく検索メニュー（事業者の方へ）→事業者向けプロポーザル→文京区立小・中学校特別教室改修工事設計業務委託プロポーザル参加事業者募集について（追加募集））

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/campus/tokubetukyousituka-ishuu/tsuikapuropo.html>

9 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加希望書（別記様式第1号）を以下のとおり提出すること。プロポーザル参加希望書については、区ホームページからダウンロードすること。参加希望書は、窓口での配布は行わない。

(1) 受付期間

令和6年4月19日（金）午前9時から令和6年5月8日（水）正午まで

(2) 提出方法

提出先へ電子メールで提出すること。

なお、件名を「特別教室改修実施設計委託プロポーザル募集に関する参加希望書の送付」とすること。

※ 電子メールを送信する際は、必ず開封確認設定を行い、送信後確認の電話を文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当（03-5803-1297）まで行うこと。

※ 電話・郵送・窓口・FAXでは受け付けない。

(3) 提出先

電子メール：b701000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換すること。

10 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。参加については、任意とする。

(1) 日 時（予定）：第一回 令和6年5月9日（木）午後3時から

第二回 令和6年5月10日（金）午後3時から

(2) 会 場：別途通知

※ 参加人数は、1事業者5人までとする。

※ 現地見学会の参加者は、5月8日（水）正午までに、会社名、部署、担当者名、電話番号及び参加者氏名（5人まで）を記載し、学務課施設担当宛にメール（メー

メールアドレス b701000●city.bunkyo.lg.jp ※●を@に変換すること。) で申し込むとともに、担当者へ電話 (03-5803-1297) にて連絡すること。

- ※ 募集要項等は配布しないので、持参すること。
- ※ 敷地内では、立会者の指示に従うこと。
- ※ 集合時間、実施方法等については、別途通知する。

1 1 質問及び回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

なお、候補者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けない。

ただし、応募手続方法に関する質問を除く。

提出方法	質問書 (別記様式第 2 号) に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。電子メールの場合は、件名を「特別教室改修の設計委託プロポーザル募集参加に関する質問書の送付」とし、必ず開封確認設定を行うこと。あわせて、下記の担当部署まで電話で受信の確認をすること。 担当部署：文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当 電話番号：03-5803-1297 電子メール：b701000●city.bunkyo.lg.jp (注) ●を@に変換すること。
受付期間	令和 6 年 4 月 19 日 (金) 午前 9 時から令和 6 年 4 月 26 日 (金) 正午まで
質問の 回答方法	令和 6 年 5 月 2 日 (木) までに区のホームページにて回答を行う。

1 2 応募方法

以下に記載のとおり、必要書類を提出すること。

なお、理由のいかんを問わず、受付期間以外の必要書類の提出、差し替え及び再提出は認めない。

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 14 日 (火) 午前 9 時から令和 6 年 5 月 31 日 (金) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

提出場所に持参すること (郵送は、不可とする。)

(3) 提出場所

文京シビックセンター 20 階 文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当

(4) 提出書類

提出書類については、区ホームページからダウンロードすること。窓口では配布しない。提出書類に関しては、別紙「企画提案書作成要領」及び「仕様書 (案)」に基づき、まとめること。

ただし、「業務実施方針兼企画提案書 (別記様式第 4 号)」及び「配置予定技術者の有

する資格及び類似業務の経験等（別記様式第7号）」については、希望する契約分全て提出するものとする。

NO.	書類名
	作成上の注意事項
1	参加申込書（別記様式第3号）
2	業務実施方針兼企画提案書（別記様式第4号）
3	見積書（別記様式第5号）
	※ 代表者印を必ず押印すること。 ※ 本業務の見積金額については、様式に従い、内訳を記載すること。
4	学校施設及びその他公共施設における類似業務受託実績（別記様式第6号）
5	配置予定技術者の有する資格及び類似業務の経験等（別記様式第7号）
6	会社概要（任意提出、様式に関しては任意様式）

(5) 提出体裁

ア 提出部数は、参加申込書は1部、その他の書類は11部（正本1部、副本5部、選定用ファイル5部）とすること。

イ 提出書類については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 規格はA4判縦、両面印刷、文字の大きさは原則として10.5ポイント以上とし、通し番号を記載すること。

(イ) 上記の書類を1セットごとに、左つづりのA4判ファイルに記載の順番でつづること。

(ウ) インデックスを付けること。

(エ) 図表、イラスト、写真等を適宜使用し、見やすく分かりやすい体裁とすること。

ウ 調製方法については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。また、正本に添付する書類は、原本とすること。

(イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。また、副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

(ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。ただし、添付する書類は、提案者を特定できる内容（社名、ロゴ等）を表示しないこと。また、パンフレット等事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗抹すること。

エ 提出書類について、紙での提出のほかに、各書類のデータをDVD-Rに格納し、表面に本プロポーザルの件名及び事業者名を明記し、提出すること。

1.3 選定方法及び結果通知

(1) 第一次審査

参加資格を満たす事業者について、書類選考を行う。

(2) 第二次審査

応募した事業者について、提案書に基づく提案内容に関する説明及び質疑応答（計30分程度）を行う。

ただし、複数の契約に応募した事業者においては、提案内容に関する説明及び質疑応答は一度の実施でよいものとする。

提案内容に関する説明及び質疑応答については、本業務の中心的役割を担う者が行うこと。

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を提出すること。

(3) 候補事業者の選定

契約ごとに第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の順位付けを行い、総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第一位の委託候補者とし、次に高い事業者を契約交渉順位第二位の委託候補者とする。契約交渉順位第一位の委託候補者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第二位の委託候補者を契約交渉順位第一位の委託候補者に繰り上げる。繰り上げは契約交渉順位第三位の事業者までとする。

ただし、第一次審査と第二次審査の合計評価点が区の設定した基準点を下回った場合は、順位にかかわらず、候補者として選定しないこととする。

なお、一方の契約において参加資格を満たす事業者がいなかった場合、他方の契約における契約順位上位の事業者に対し、別途、契約に向けた協議を行う場合がある。

(4) 結果の通知

選定結果は、契約ごとに参加事業者に対し書面により通知する。

(5) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、区ホームページで公表する。

1.4 情報公開

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断する。

1.5 辞退

参加希望書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別記様式第8号）を令和6年5月17日（金）午後5時までに参加申込書の提出先まで提出すること。

なお、辞退届は契約ごとに提出できるものとする。

1 6 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 持参以外の方法で参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者を失格とする。
- (6) 他の事業者等の応募を妨害した場合は、失格とする。
- (7) (1)及び(5)の場合においては、指名停止取扱要綱に基づき指名停止を行うことがある。

1 7 契約

区は、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となったと区が判断した場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げ、協議を行う。なお、繰り上げを行う事業者は契約交渉順位第3位の事業者までとする。

1 8 その他

- (1) 参加申込書等の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (4) 本件に係る予算が成立しない場合、区は、契約を締結しない又は解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (6) 技術提案書に基づく業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- (7) 配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の承諾を得なければならない。
- (8) 本業務の受託者には、その業務の取組姿勢や遂行状況等を勘案の上で、設計業務終了後、引き続き工事監理業務等の別途随意契約を予定している。
- (9) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1.9 事業担当

文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当 担当：古田、山本、國枝
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター20階
TEL 03(5803)1297
FAX 03(5803)1367
E-Mail b701000●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換し、ご使用ください。